

平成 20 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社 代表者名 代表取締役社長 松谷 克 (コード番号 8032 東証第1部) 問合せ先 専務取締役管理本部本部長 伊藤 泰明

(TEL. 03 - 3270 - 1311)

「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成20年5月28日開催の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

当社では、<u>事業活動におけるリスクの低減と、適正かつ効率的な業務を確保するためには、</u>実効性のある内部統制システムの整備が重要な経営課題であると考えます。

<u>この考え方に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し実践するとともに、進捗状況のモニタリングを継続的に行い、企業価値の更なる向上を目指す所存です。</u>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基礎として、<u>当社及び当社グループの役職員の</u>行動規範として「<u>日本紙パルプ商事グループ</u>企業行動憲章」及び「<u>日本紙パルプ商事グループ</u>役職員行動基準」を定め、<u>経営者</u>が率先垂範するとともに<u>当社及び当社グループ</u>への周知徹底を図り、CSR活動に則った事業活動を推進する。
- ②コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「全社CSR委員会」 (取締役で構成)及びその下部組織として「部門別CSR委員会」(各本部、支社の役員・従業員で構成)を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
 - <u>CSR活動については、以下の4項目を重点課題とし、年度毎に取組計画を策定、見直しを</u>行い、当社及び当社グループ全体で取り組む。
 - 1) コンプライアンスの徹底
 - 2) 自由で公正な取引の徹底
 - 3) 環境保全活動の徹底
 - 4) リスク管理の徹底

- ③取締役会については、「取締役会規程」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通 を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強 化を図る。
- ⑤取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に 報告し、その是正を図る。
- ⑥<u>法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、従業員等が直接相談、通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「企業倫理へルプライン運営規程」に基づき運用を</u>行う。
- ⑦財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
- ⑧内部監査部門として、業務執行部門から独立して設置した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①<u>株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思</u> 決定に関する文書については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存、管理する。
- ②情報管理については、「情報管理規程」において情報管理の基本指針、情報管理体制を規定し 運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの利用につ いて、社内規程を定め適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制については「リスク管理基本規程」に<u>基づき</u>、全社CSR委員会の下部組織として管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を<u>設置し</u>、リスクの洗い出し、<u>分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、</u>リスクの低減に継続的に取り組む。
- ②<u>当社の経営や事業等に多大な影響を及ぼす恐れのあるリスクが顕在化した際は、「リスク管理基本規程」に基づき、社長を最高責任者とし管理本部長を委員長とする危機管理委員会</u>を設置し、<u>緊急事態への</u>迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」の定めに則り、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を 開催する。
- ②当社の経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。
- ③業務執行については、「組織管理及び職務権限規程」において定められたそれぞれの責任者が、 適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、半期

予算を策定し、その達成に向け具体策を立案し、実行する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置き、全社CSR委員会が当社グループ 全体のコンプライアンスを統括・推進する。
 - また、当社グループの全てに適用する行動指針として、「日本紙パルプ商事グループ役職員行動基準」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。
- ②当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、その自主性を尊重しつつ、 重要事案については、当社への事前承認制度による子会社経営管理を行うものとし、必要に 応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループ会社の管理を徹底する。
- ③当社グループにおいて、当社からの不当な指示等、コンプライアンス上問題がある場合には、 当該グループ会社のコンプライアンス推進担当者が当社監査役に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役の業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置く こととする。監査役補助者の報酬・処遇その他人事のほか独立性を確保するための事項に ついては、監査役と協議のうえ決定するものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、 及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見 したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に 出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつ でも、取締役または使用人に説明を求めることができることとする。
- ③取締役及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部 通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体 制を確保する。
- ④監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。また、必要に応じ監査役・ 会計監査人・内部監査室との意見交換会を開催する。

以 上